

特定非営利活動法人日本食道学会 食道科認定医制度規則（定款施行細則第7号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は食道疾患の診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

（制度の概略）

第2条 前条の目的を達成するためにこの法人（以下「本学会」という）に食道科認定医制度をおく。なお、本規則の「日本食道学会」は、特定非営利活動法人日本食道学会および任意団体日本食道学会を含むものとする。

2. 食道科認定医（以下「認定医」という）は食道の解剖生理の研究ならびに食道疾患の診療に必要な知識を備え、その研究および診療を担当する能力を有する医師であることを本学会が公認するものである。

3. 本学会は「認定医の申請資格」および「認定医の認定方法」の規定により、認定医に対し認定証を授与する。

第2章 食道科認定医認定部会

（部会の設置）

第3条 本学会は第1条の目的を達成するために食道科認定医認定部会（以下「本部会」という）をおく。

2. 本部会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める食道科認定医制度規則施行細則による。

（業務）

第4条 本部会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 認定医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 認定医の認定のための審査を行う。

（部会員の選出）

第5条 本部会の部会長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本部会の部会員は、本学会評議員の中から本部会の部会長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3. 本部会に副部会長を置くことができる。副部会長は本部会の部会員のうち、1名を理事長が委嘱する。

（任期）

第6条 部会長の任期は、理事の任期に従う。

2. 部会員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続して3期を超えることはできない。

（欠員の補充）

第7条 部会員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任

期間とする。

第3章 認定医の申請

(申請資格)

第8条 認定医の認定を申請する者(以下「認定医申請者」という)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 本学会の会員であり、かつ申請時に継続して3年以上本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域の学会が認定する認定医または専門医であること。
- (4) 認定の手続き(第9条「申請方法」)を満たしていること。

(申請方法)

第9条 認定医申請者は次の各号に定める申請書類に申請料を添えて所定の期日までに本部会に提出する。

- (1) 食道科認定医認定申請書
- (2) 医師免許証(写)
- (3) 日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域の学会の認定医または専門医認定証(写)

日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域の学会とは、日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会を指す。

- (4) 履歴書
- (5) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (6) 業績目録 およびその業績を証明するもの(研究業績、研修実績)
- (7) 本学会評議員1名の推薦書

(審査)

第10条 認定医申請者については、本部会が毎年1回申請書類により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。

2. 認定審査の期日および必要な事項は、毎年ホームページに公示する。

第4章 認定医資格の更新

(更新制度)

第11条 本部会は、認定医の認定を受けてから5年を経たとき、本部会の定める資格(第12条)を満たした者について、認定更新の審査を行い、認定医資格を更新する。

2. 認定医更新時所定の年齢を超える者(65歳以上)については終身認定医とする。終身認定医への更新では診療経験、研究業績、研修実績を問わない。

(更新資格)

第 12 条 認定医認定証の有効期限(5 年)を迎え、更新を申請する者は(以下「認定医更新申請者」という)、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 本学会認定医であること。
- (2) 認定医取得後、継続して本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 更新の手続き(第 13 条「更新方法」)を満たしていること。

(更新方法)

第 13 条 認定医更新申請者は、次の各号に定める申請書類に更新料を添えて所定の期日までに、本部会に提出する。

- (1) 食道科認定医更新申請書
 - (2) 食道科認定医認定証(写)
 - (3) 履歴書
 - (4) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
 - (5) 業績目録およびその業績を証明するもの(研究業績、研修実績)
2. 食道外科専門医の資格を有する認定医更新申請者は食道外科専門医の認定証(写)と更新料を提出することにより前項の申請書類の提出を割愛することができる。

(更新の審査)

第 14 条 認定医更新申請者については、本部会が毎年 1 回申請書類により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。

第 5 章 認定証の交付

(認定証の交付)

第 15 条 理事長は専門医制度委員会の報告に基づき理事会の議を経て、認定医認定証を交付する。

2. 認定医認定証の有効期限は、交付の日から 5 年とする。
3. 認定医は、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医を呼称することはできない。

第 6 章 認定医の資格喪失

(資格喪失)

第 16 条 次に掲げる各号に該当する者は、本部会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定医の資格を喪失する。

- (1) 本人が辞退した時
- (2) 定款第 9 条、第 10 条、第 11 条の規定に従って会員の資格を喪失した時
- (3) 申請書類に虚偽が認められた時
- (4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
- (5) 認定医として不適当と学会が判断した時

(復活・再申請)

第 17 条 別に定める復活・再申請に関する申請書類を本部会に提出し、専門医制度委員会および理事会の議を経て認められた者に対して、復活を認めることができる。

2. 前条第 3 号によって取り消された者は、原則として 5 年間再申請することを認めない。

第 7 章 規則の施行、変更

第 18 条 この規則は、本部会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて、変更または廃止することができる。

附則

- (1) この規則は平成 19 年 6 月 21 日から施行する。
- (2) この規則は平成 21 年 6 月 24 日から改定する。
- (3) この規則は平成 21 年 12 月 4 日から改定する。
- (4) この規則は平成 23 年 9 月 26 日から改定する。
- (5) この規則は平成 24 年 3 月 27 日から改定する。
- (6) この規則は平成 24 年 6 月 20 日から改定する。
- (7) この規則は平成 27 年 7 月 1 日から改定する。